

## 県民の皆様へ

県内の感染状況は、引き続き大変厳しい状況にありますが、6月下旬から7月中旬にかけて見られた急激な感染増加が続くといった状況からは、ひとまず脱したと認識しています。また、病床使用率についても30%台前半で推移しておりますので、医療提供体制への大きな支障は、現時点で回避できています。

一方で、全国的には感染拡大傾向が続いており、一部の都道府県では医療提供体制がひっ迫している状況にあると認識しています。高齢者の外出自粛等を要請している都道府県もあります。

こうした状況を踏まえ、先ほど説明のあった「島根県の対応」のとおり、県民の皆様へ、医療がひっ迫している都道府県への移動リスクを認識していただくための呼び掛けをいたします。

要請の期間は、令和4年8月6日から当面の間とします。

主な事項について申し上げます。

### 1. 都道府県をまたぐ移動

このたびの呼び掛けは、県外からの持ち込みによる感染拡大を防止するという観点ではなく、往来することに伴うリスクを県民の皆様にご認識していただくための注意喚起です。

医療提供体制がひっ迫している都道府県においては、現地へ出かけられた県民の皆様が発症した場合に、十分な医療が受けられないという可能性があります。

このような状況が起きないよう、各都道府県で懸命な努力がなされていますけれども、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者や、悪性腫瘍、高血圧等を含めた基礎疾患のある方、妊娠中の方、ワクチン未接種の方については、こうした可能性があることを考慮していただき、医療提供体制がひっ迫している都道府県、具体的には、確保病床使用率が70%を超え、かつ入院率が2%以下の都道府県及び東京都への移動は、慎重に判断していただくようお願いいたします。

該当する都道府県については、県のホームページで公開します。本日（5日）時点で、この目安に該当する都道府県は、東京都、神奈川県、静岡県、福岡県、鹿児島県、沖縄県です。

なお、東京都については、先般、自宅療養者の方が、100件を超える搬送要請をされたにもかかわらず搬送先が見つからず、自宅でお亡くなりになるケースが現実には生じたと報道がなされています。従いまして、先ほどの基準には該当しませんが、医療がひっ迫しているという判断をせざるを得ないということで、対象に加えています。

## 2. 基本的な感染対策の徹底等

県民の皆様には、職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、「三つの密」の回避、手洗いなどの手指衛生、換気など、基本的な感染対策を徹底していただくようお願いします。特に、暑い時期ではありますが、こまめな換気を実施していただくようお願いします。

県としましては、県内及び全国の感染状況を注視し、関係機関等と緊密に連携しながら、感染拡大防止や、医療提供体制の確保、また傷んだ地域経済の回復に向け全力で取り組んでいく考えでありますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力を、重ねてよろしくお願ひします。

令和4年8月5日

島根県知事 丸山達也